

○三ッ林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。山井和則君。

○山井委員 質問の機会をいただき、ありがとうございます。

前半については日切れ法案の閣法二本について、申し訳ありませんが、後半は、エホバの証人の児童虐待の問題、むち打ちや輸血拒否、これは命に関わる問題ですので、後半に質問することをお許しいただきたいと思えます。

私も高校が仏教の高校でして、その影響で福祉や政治に関心を持ったので、宗教はすばらしいものだと思っておりますし、こういう児童虐待とか宗教の問題というのは、与野党協力して、政争の具にすることがなくて取り組むべきだと思っております。そのことを最初に申し上げて、閣法の審査に入りたいと思っております。

まず、質問通告をたくさんしておりますので、加藤大臣、質問通告の順番どおり質問いたしますので、お答えをいただければと思います。

まず、離職者特措法改正法案について、駐留軍等の労働者の方々の賃上げについてお聞きしたいんですが、今日も春闘の集中回答日となっております。世の中は当然、賃上げ賃上げということで、政府もリーダーシップを取っていただいていると思うんですけども、この駐留軍等の労働者の方々の賃上げはどのように図られるのか、その水準はどうなっているのか、お答えください。

○加藤国務大臣 駐留軍等労働者の給与については、国家公務員や民間企業の従業員の給与等を考慮して、防衛大臣が定めることとされておりますが、その水準については、国家公務員の俸給表を基礎として、防衛省と在日米軍との間で締結された労務提供契約において定められているところであります。

給与改定については、昭和五十三年の日米合同委員会において、国家公務員と同時同率で実施するとの合意がなされ、毎年、米側と調整の上、基本的には国家公務員と同率の改定が行われるものと承知しています。

○山井委員 続いて、順番に質問をいたします。

駐留軍等の労働者の雇用環境は、使用者が米軍であることから十分な保護が行き届いていない懸念があります。駐留軍等の労働者に労働基準法は適用されるのでしょうか。不利益を被っていることはないのでしょうか。お答えください。

○加藤国務大臣 駐留軍等労働者の労働条件については、日米地位協定第十二条第五項の規定で、雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、別段の合意をする場合を除き、国内法令で定めるところによらなければならないとされており、駐留軍労働者についても我が国の労働基準法が適用されるものと承知をしております。

○山井委員 続いて質問をいたします。

漁業離職者が発生した場合は、国土交通省の支援などが行われていると聞いております。国土交通省と厚生労働省はどのように役割分担をしておられますでしょうか。

○加藤国務大臣 国交省と厚労省の役割分担であります。減船に伴い発生した離職者が船員になろうとする場合は国土交通省において支援が行われ、船員以外になろうとする場合には厚生労働省が支援を行う、こういう役割分担となっております。

○山井委員 本法は五年ごとに延長しているが、恒久法にしない理由は何でしょうか。私も二十三年間議員をやっております、ほとんど厚労委員会におりますけれども、何度もこの議論をしております。なぜ恒久法にしないのか、その理由を、加藤大臣、お答えください。

○加藤国務大臣 まず、こうした法律をお願いしているのは、国際環境の変化などに伴う国の政策変更によって離職を余儀なくされた者であり、国際環境の変化に対応して取られる特別の対策ということで、こうした法律をお願いをしているところであります。

その上で、今後の国際環境の変化等に伴う離職者の発生について長期的な見通しを立てることはなかなか難しいところでありますし、雇用への影響を中期的に捉えていく必要もあります。

これまで、状況を的確に把握した上で、その必要性や内容について改めて国会で御議論いただく必要があるということで、五年の期間とし、その都度都度、国会での御判断をお願いしている、こういうことでございます。○山井委員 特別給付金支給法改正案については、五年ごとの交付に変更した理由、今お答えをいただいたわけですけれども、その支給対象者数と年齢構成の推移を示してください。

○加藤国務大臣 済みません。先ほどのものは、特別給付金というよりは、駐留軍と漁業者の関係でございます。その上で、今御質問でありますけれども、戦没者等の妻に対する特別給付金は、国としての慰藉の念が受給者の方々に一層実感されるよう、制度創設以来、交付国債という形のあるもので支給をしております。

対象となる戦没者の妻の方の高齢化が進んでおります。それを踏まえ、国債の交付という国として慰藉を行う機会を増やすとの観点から、五年償還の国債を五年ごとに二回交付する方式に改めたものでございます。

なお、こうした改正は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等においてもこうした方式を取っているところでございます。

○山井委員 今、国債という形になっているのが、これは非常に特徴的だと思うんですね。

この配付資料にもありますように、結局、支給は、十年償還の無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける、金額は、支給回数に応じ、二十万、六十万、百二十万、百八十万、二百万、こういうふうになっているということであります。

これは、様々なことを議論された上でだと思いますが、支給の方法として、国債の発行以外の方法というのは検討されたんでしょうか。

○加藤国務大臣 平成二十七年から三十年にかけて、特別給付金の受給者である戦没者等の妻を含め、関係者にこうした支給の方法について御意見をお伺いしたところ、国債による支給がよいという御意見を多くいただいたことから、それまでと同様に、国債の交付という形で続けているところでございます。

○山井委員 今後、当然、対象者がどんどん減っていくというふうに考えておるわけなんですけれども、この支給の方法として、これは賛否両論はあるんですけれども、今、マイナンバーカードというものが普及をしてきているわけでありまして。そして、メリットデメリット、プラスマイナスはあるとは思いますが、一つのアイデアとして、支給の方法として、マイナンバーカードで指定している口座への入金をできるようにした方が、受け取る側の利便性が高いのではないかという意見もあるわけでありまして。

この点について、加藤大臣、いかが思われますでしょうか。

○加藤国務大臣 御指摘のように、今回の改正により特別給付金の支給対象となる戦没者の妻の方、人数的には約五千五百人、平均年齢は九十歳代後半ということでございます。そうした事情もいろいろ考えていく必要はあるかというふうには思いますが、先ほど申し上げた、そうした関係者の御意見、また、国債を毎年償還することで国からの慰藉を継続的に実感していただいている、こういうお話もございますので、今回は従前どおりの方法で対応させていただきたいと考えております。

○山井委員 私もこだわるわけではありませんけれども、今後、こういう国債という支給の方法を考え直す可能性というのはあるんでしょうか。それとも、当面は、今おっしゃったように、特に変える検討ということはされないということでしょうか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた、過去においても関係者の方の御意見も聞いた上で判断をさせていただいたということですので、また、今回は従前どおりであります。次回に当たって、そういう声が出てくる、また、多分人数も相当減ってくるんだろうというふうに思いますので、そうした状況を踏まえて、どうすべきか、関係者等の話もよく聞きながら考えていく必要があるとは思いますが。

○山井委員 この特別給付金支給法改正案について、十年で考えた場合、前回から二十万円増額をされているというわけでありまして。私も増額自体には賛成をしておりますが、この二十万円という増額の額については十分と考えておられますでしょうか。

○加藤国務大臣 今回の支給額の増額については、昨今の物価の上昇を含め、償還額が据置きとなっている平成十五年以降の社会経済情勢の変化などを総合的に勘案して、現行の年額二十万から年額二十二万に増額することとしたところでございます。

十分かという意味においては、これは、先ほど申し上げたように、さきの大戦で夫を失った精神的な痛苦に対する特別の慰藉を行うものでございますので、それで十分かどうかという御議論はいろいろあるかと思えますけれども、今回は、今申し上げた事情で増額を行うこととしたところでございます。

○山井委員 先ほど、駐留米軍の離職者の特措法の改正について、五年ごとの延長を恒久法にしていない理由というものについて御答弁をいただきましたけれども、これは今後も基本的にはずっと五年ごとなのか、今後、恒久法にしていく可能性というのはあるのでしょうか。いかがですか。

○加藤国務大臣 こうして、先ほどちょっと御説明させていただいたように、五年ごとに見直しをさせていただいているというのは、なかなか、国際環境、今後の状況が見通しにくい、そういう中で、通常の失業者に比べて特別な扱いをさせていただいておりますから、その辺の御判断というものも定期的にいただくことが必要ではないかというふうには思っていますけれども、ただ、法律の作り方が、これからもこれでいくのかどうか、この辺はまたいろいろな御議論はあるのではないかというふうに思います。

○山井委員 最初に質問した離職者等の特措法の改正案について、駐留軍等の労働者の賃上げの水準、これは、今朝のニュースを見ておられます、派遣労働者は余り上がらないとか、中小は上がらないとか、大企業で好調なところは上がるとか、かなりばらつきが当然あるわけなんですけれども、そういう中で、使用者が米軍であるわけですね、そういう中で、この賃上げということに関して、先ほども答弁いただきましたけれども、それを、より多く賃金を上げていく、そういうふうな工夫というのは何か検討の余地はございますでしょうか。

○加藤国務大臣 給与の改定についての考え方は、先ほど申し上げたように、国家公務員と同時同率で実施するという合意がなされているところでございますので、それにのっとなって対応していくということになるかと思えます。

ただ、その上で、例えば、正規というんでしょうか、そういう働き方とそうでない働き方、その辺のバランスをどうするのか等については、るる、これまでも防衛省において在日米軍といろいろお話がされているものと承知をしております。

○山井委員 先ほど、使用者が米軍であることから労基法の問題をお聞きしましたけれども、どちらがいいというわけではありませんけれども、やはり、アメリカ的な労働、雇用のルール、環境、そして日本的なもの、そういうものの当然、差はあるんですけれども、もちろん、日本の国内にもたくさんの方資系企業があるわけなんですけれども、こういう使用者が米軍であるという理由によって日本の労働者に比べて何か不利益を被っているとか、そういうふうな問題というのは特にございませんでしょうか。

○加藤国務大臣 使用者が外国の資本であるとか、あるいは在日米軍だからということというよりは、まさに、在日米軍であるということで、先ほど申し上げた、仕組みとして、日米地位協定に基づいてそうした労働契約がなされているということでございます。

それについて、まだ一部の事項で、駐留軍等労働者の労働条件について合意に至っていないものがございます。例えば三六協定の締結届出等々でございますから、これについては、米側と防衛省が鋭意調整を進めていると承知をしておりますので、私どももそれに対して協力をしっかり行っていきたくと考えております。

○山井委員 また後ほど、時間がありましたら、この閣法の議論に戻らせていただきたいと思えます。

それでは、少し話題を変えまして、昨日も、この十七ページ、最後のページにありますように、エホバの証人の元二世の方々が、むち打ち被害、六割がうつ病などの後遺症ということで、記者会見を開かれました。私も直接お目にかかってお話をお聞きしました。私も、この間、過去半年ぐらいに、統一教会の被害者の方々二十数人、エホバの証人の被害者の方々十数人とお目にかかって、平均一人二時間ぐらい、ずっとお話をお聞きをしました。

先ほども言いましたように、私も、高校が京都の洛南高校という東寺の中にある仏教の高校でして、そこで、社会の雑中になりなさいという指導を受けて、仏教精神をよりどころに福祉や政治の道を歩んだ人間でありますから、宗教というのは非常に人間にとって大切なものであると思えますし、信教の自由は守るべきものであると思っております。しかし、一方では、それが、残念ながら、統一教会やエホバの証人のように児童虐待という問題になってくると、やはり子供を守ることを考えねばならないと思えますし、そういうことに関しては、これは本当に超党派で、何とか子供たちを守るために国会でも議論をできればというふうに思っております。そういう立場

から質問をさせていただきたいと思います。

最初の、この二ページを見ていただきたいんですけども、実名の方であります、小松猛さん、この方にも先日会ってお話をお聞きしました。エホバの証人の忌避についての実体験、つまり、エホバの証人というのは、入信した後、脱会すると言ったら、家族からも口を利いてもらえない、そして信者さんからも口を利いてもらえない、それが一生続くと。

こういうことに関して、ノルウェーなどでは、こういうやり方というのは人権侵害に当たるのではないかという指摘すら出ております。

そして、かつ、それが未成年であっても、二ページにありますように、高校時代、教義に反発し交際したと。交際禁止なんですね。それで、排斥処分、忌避のことでありますけれども、未成年なのに家族がもう口を利いてくれないと。

こういうことは児童虐待に当たるということ、先日、早稲田議員の質問に対して、加藤大臣も答弁していただいております。

それで、この三ページにも、脱会した宗教二世が母に会えない過酷な現実とかということが書いてございます。

そこで、昨日の記者会見の話ですが、ここにありますように、もう一回、十七ページ、一番ラストに戻りますが、この方々が顔出して記者会見をされたわけでありまして。

それで、詳しい内容は、その前の十五ページに、加藤勝信厚生労働大臣宛ての、子供への体罰、むち打ちに関するアンケート調査結果報告ということで、エホバの証人児童虐待被害アーカイブの代表の綿和孝さん、広報の奥田咲里栄さん、そして外務の手塚麻子さん、奥田さんは本名ですけども、綿和さんと手塚さんは仮名になっておりますが、提出をされました。

それで、これは、調査は二〇二一年の九月から二〇二一年の九月三十日まで一か月ぐらいでありまして、一年半ぐらい前だということでありまして。それで、様々なことが書かれております。ここにその七十ページの報告書がございます。

それで、幾つか問題があるんですけども、簡単に読み上げますと、結局、一九七〇年から一九九〇年生まれの方がボリュームゾーンですけども、二〇〇〇年代生まれの回答者もいるため、かなり幅広く行われていたのではないかと。また、最近聞いた話では、今ではむち打ちはかなり少なくなっている、あるいは行われていないという説もありますけれども、手でたたくというような、そういうふうなこともまだ残っているのではないかと、そういう指摘も出ております。

回答者の四分の三が未就学児の頃からむち打ちを受けています。それで、深刻なのは、回答者、これは二百人以上のアンケート、二百五十五人のアンケートです。その中で、半数以上が今も後遺症を抱えておられる。

だから、強調したいのは、今の話であるということなんです。

かつ、その次の十六ページに行きますが、信者が集まり、集う集会、大会で公然とむち打ちが行われていた。幹部がむち打ちをするように指示をしていた。それで、子供へのむち打ちを啓蒙するための制作物、イラスト等があったということで、組織的に行われているのではないかとということが指摘をされております。

それでは、その幾つかを見てみたいんですが、まず、配付資料の八ページを見てください。

左にありますように、先週、ドイツではエホバの証人の施設の銃撃事件が起こりまして、六人が死亡して、元信者の容疑者は自殺いたしました。

その横にありますように、むち打ちの終わる時期ですね。就学前から始まって、ここにありますように、中学、高校までむち打ちをされる。

これは私も口で言うのははばかられるんですけども、下着を下ろして四つんばいになってむちで打たれる。それで、中学、高校まで続いていたケースもある。

それで、後遺症なんですね。人格形成にネガティブな影響があった。精神的な後遺症がある。子供は欲しくない。

次に行きます。次の九ページ。

一回のむち打ちの回数なんです、三回が三十二人、五回が三十二人、十回が四十七人、三十回が二十三人、多

い人は一回に三百二十回たたかれた人もいる。

それで、その次、九ページ。

じゃ、むち打ちの際に付随して行われたことについては、自分で下着を下ろしてお尻を出す。泣き叫ぶとむち打ちの回数が増える。むちが終了した後、いつまでも泣いているとまたむちをされる。

これは私は本当にひどいと言わざるを得ないと思います。

そして、むち打ち後に、ありがとうございました等の挨拶が決められていた。むち打ち前に、お願いします等の挨拶が決められていた。

それで、また、次の十ページ、お願いいたします。

じゃ、どういうことをしたらむち打ちをされたのか。分かりやすく赤丸をつけました。十ページ左。世の子と放課後に遊んだ。世の友達と遊んでいた。学校の子と遊んだ。学校終わってすぐ帰らず友達と遊んだ、世の交友は神との敵対という理由で。

これ、意味分かりますか。世の子供と遊んだ、つまり、エホバの証人以外の子供と遊んだら、むちを打って叱られた。これはちょっとあんまりじゃないかと思います。

それと、十ページの下。エホバの証人を子供がやめたいと言ったら、むちに打たれた。

次のページ、お願いいたします。十一ページ。ちょっと急ぎます。

その結果、どういう障害が出たか。赤丸。人を信じない。人づき合いができない。人を信じない。対人関係で基本的に恐怖がある。人間不信。友人がほとんどいない。人が怖い。

そして、その結果、今どういう症状か。順番に読み上げます。うつ。うつになった。うつになった、うつで入院を数年繰り返した。うつ病、摂食障害、フラッシュバック。診断されてきた病名、社会的立場、うつ病、強迫性障害、パニック障害。むちのせいでパニック障害になった、精神科に通院しています。エホバを抜けた今でも精神科にかかっている。

だから、よく、過去の問題でしょうという議論があるんですけども、今も被害が続いてしまっています。

それと、十二ページ。これも急ぎます。

じゃ、どこで行われたのか。集会、エホバの集会の中で。集会中では入れ替わり立ち替わり子供がトイレに引きずっていかれ、泣きじゃくったりおえつしていた。集会で子供たちが泣き叫びながらむちに連れていかれるのが日常茶飯事だった。

一時間、二時間、座って聞いているのを、子供たちはごそごそしたりする。そうしたら、トイレとか別室に連れて行って、むち打たれる。

第二会場やトイレがむち打ち場所になっていた。エホバの王国会館にはむちが備え付けてありました。エホバの会館のトイレに専用の備付けむちが常備されていた。集会会場にむちが完備されていた。こういうことでございます。

ついては、加藤大臣、質問させていただきます。

先週、早稲田議員からの質問に対して加藤大臣は、エホバの証人に対してヒアリングをすると答弁をされましたが、本当に非常に深刻な問題ですので、できるだけ早くヒアリングをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 エホバの証人の法人関係者の方から団体としての認識、事情等について話を聞くことも大事と認識をしている、その旨、先般、早稲田議員の質問にお答えをさせていただきました。

相手がございますので、具体的な日程を現時点で申し上げることはできませんが、なるべく早く直接会って確認をする機会を得ることが重要だというふうに思い、引き続き調整を図っていきたいと考えております。

なお、厚労省としては、先日もお答えしましたが、平成二十四年発出の輸血拒否事案への児童相談所等の対応に関する通知の再度周知をするための通知の発出、調査研究等により、輸血拒否の状況も含めた宗教が関係する児童虐待の実態の把握、これについても今後しっかりと行っていきたいと考えております。

○山井委員 とにかく、もちろん信教の自由はありますが、児童虐待は絶対防止をせねばなりません。

それで、次の十三ページを見ていただきたいんですけども、これは仮名ですけども、阿部真広さんという方が二〇一九年に抗議文をエホバの証人に送られた。その正式な、山口広弁護士、の、代理人としての抗議文がご

ざいます。勇気を持ってこのような抗議、告発をされた方、私もこの御本人にお目にかかって、了解をいただいてこの資料もお配りをしております。

簡単に読み上げをさせていただきますが、この方は当時三十六歳、二〇一九年十月十日で。それで、どういう被害があったか。残念ながら、厳しいんですね。十三ページの五行目。

私が小学校二年生のある日、集会に行きたがらなかった私に母が逆上し、無理やり行かせるために体を引きずられて、それでも抵抗していると、母は、言うことを聞かないから〇〇（男性器のこと）を切ると言い、無理やりズボンと下着を脱がされました。抵抗し、泣きながら、やめてくれと言いながら逃げようとしたのですが、台所に連れていかれ、台所の引き出しから料理に使うはさみを取り出して性器に押し当てられました。母は本気で切り取ろうとしているように見えました。何とか必死に抵抗して逃げたので性器は無事でしたが、恐怖から、集会には行きました。今でもこのときの記憶は鮮明で、夢に出てくることもあります。二年生頃から不眠が始まり、なかなか寝つけないようになりました。

やはり、余りにもちょっと、ひど過ぎると思います。

それと、その次のページ、十四ページにもありますように、これはまた、中学生になった頃ですかね、ドライブに連れていってもらったと。

ドライブの後半から、私が宗教活動に参加しないと行ったことに関する話題になると、本当に行かないの、お願いだからお母さんのために行ってとか、あなたが神様に滅ぼされることになるんだよと母が言い、母が本気で教団の教えが正しいと信じているために、母が苦しいのは分かっていたのですが、私はそれでも、行かないと静かに答えました。私がそう答えると、母は目を腫らしながら感情的になっていき、どんどん運転が荒くなっていき、何も無いところで急ハンドルを切ったり、車のスピードも上げていき、一般道でしたが、時速八十キロを超えていました。母はふだんそのようなスピードで一般道を走ったことはありません。危ないよ、どうしたのと私が言うと、あなたが集会に行かなくなって神様に殺されるくらいなら今一緒に死んだ方がいいと母は言いました。

こういうふうなこともあったわけでありませぬ。

こういうふうな現実、もちろん過去のことはいい、今、この後遺症でも大変多くの方がこういうふうなケースで苦しんでおられます。

そこで、このエホバの証人の被害者の方々から一番多い要望が、輸血拒否の問題なんです。

この今日の四ページを見ていただければと思います。右上。聖マリアンナ医科大学事件。一九八五年六月六日、これは大ちゃんというお子さんのことなんですけれども、十歳の男児がダンプカーに接触し、転倒し、両足を骨折し、骨が出て露出した、しかし、エホバの証人の信者の両親が輸血を拒否して、男児は、男の子は約五時間後に出血多量で死亡したということでもあります。

これについては、最後のページにあります宗教的輸血拒否に関するガイドラインも出ておりますけれども、是非とも、加藤大臣、エホバの証人の未成年の子供が十五歳以上であっても、大けがをし、緊急に輸血をしないと命が助からない、しかし、本人は輸血拒否カードを持ち、付き添う保護者もエホバの信者で輸血拒否を医師に要望し、子供の輸血に反対する場合でも、緊急時には医師は児童相談所に相談しなくても輸血をすべきと考えるが、救命のため輸血を医師がしても法的に問題ないと、加藤大臣、明言すべきではないでしょうか。

○加藤国務大臣 個々、事例事例がございませぬので、法令上の違反があるかないかを一概にお答えするのはなかなか難しいことは御理解いただいておりますが、仮に、緊急時に救命のために親の同意を得ずに子供への輸血を行った場合には、民事上、刑事上の整理は別として、私ども所管する関係でいえば医療法等の衛生法規がございませぬので、そういったものに違反するものではないというふうに認識をしております。

また、児童相談所においても、児童相談所所長は、児童の生命身体に危険が生じている緊急事態であるにもかかわらず親権者等による医療行為への同意が得られない場合には、一時保護等を実施することにより、児童相談所所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な行為を行うことができるとしておりまして、事案の内容にもよりますが、数時間程度で判断が行われているということとございませぬので、こういった対応も含めて、的確な、こうした事案に対して適切な対応を図っていきたいと考えています。

○山井委員 やはり、児童相談所に親権停止の問合せをしたりしても数時間かかったりしますから、間に合わないケースもあるわけですね。やはり、そういう緊急事態においては、子供の生きる権利というものは政府、国会が守っていかねばならないと思います。

加藤大臣、この辺りのことを整理をして、通知という形で出していただくことはできませんでしょうか。

○加藤国務大臣 これまでも、私ども、あるいは関係学会からも、ガイドライン等をお示しをさせていただいていると承知をしておりますが。

○山井委員 これは信者の方々にとっては非常に命に関わる問題ですので、御検討いただければと思います。

それで、加藤大臣は、今お聞きをいただいたような未成年へのむち打ちや、脱会した未成年に対して家族や信者が口も利かず無視する忌避は児童虐待に当たると答弁されていましたが、それらの防止をエホバの証人の団体に働きかけるべきではないでしょうか。

○加藤国務大臣 先ほども、エホバの証人の法人担当者と会って確認する機会を得るよう調整したいと申し上げましたが、そうした機会が得られた際には、宗教の信仰を背景とする場合であっても児童虐待は許されるものでないこと、また、QアンドAの内容を説明し、具体的にどのような事例が児童虐待に当たるのか、こういった厚労省としての問題意識、これをしっかりと説明したいというふうに考えております。

厚労省としては、特定の宗教に限らず、保護者の信仰などを背景とした児童虐待が行われること、これは決してあってはならないわけでありますので、考えられるあらゆる手、手段を尽くして対応していきたいと考えています。

○山井委員 加藤大臣を先頭に、児童虐待防止対策室長の羽野室長、二ノ宮室長補佐を始め、この間、この問題は、本当に被害者の声も聞いていただいて、QアンドA、画期的なものだと被害者の方々も大変感謝しておられます。そういうリーダーシップを持ってやっていただいていること、非常に感謝をしております。そういう意味では、是非とも、引き続き、信教の自由は当然守るという大前提の下、やはり児童虐待というものは阻止していかねばならないというふうに思います。

先ほどの輸血拒否の質問に戻るんですけども、結局、多くのお医者さんからも聞かれるんですね、心配だと。加藤大臣、ダンプにお子さんがひかれた、輸血拒否カードを持っておられる、親は輸血するなどエホバの証人と言っている、児童相談所に相談する時間はない、当然、お医者さんとしては命を救いたい、輸血が必要だ、こういう場合は、ストレートに念のためお聞きしますが、加藤大臣、医師の方は輸血をしていいんですよね。いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 基本的には、もちろん、患者御自身、あるいは患者が未成年の場合には親権者というんでしょうか、方の同意を得るということになろうかと思っておりますけれども、そうした同意が取れないような事態というのはいろいろあろうかと思っております。その際には、医療上の必要性をよく御判断して、最適な御判断をしていただければと思っております。

○山井委員 本当に結局、もうそこで輸血しなかったら死ぬケースが当然あり得るわけですね。そういう意味では、加藤大臣の今の答弁によって救われる命というのは私は本当にあるのではないかと感じております。

それで、子供には当然生きる権利がありますよね、生まれてきた以上、当たり前の話。でも、親は、輸血拒否、輸血すると地獄に行きますよ、そういう教えだと聞いております。やはりそのときに、もちろんお子さんの人生も重要だし、お医者さんもそこで輸血することができなくて、みすみす助かる命が助からなかったということで、お医者さんにとっても大変つらい目に遭われると思うんですね。

これは、加藤大臣、お答えしていただければなんですかけれども、信教の自由と子供の命と、てんびんにかけるような話になってくるわけなんですけれども、やはり是非、厚生労働大臣として、様々なことはあるけれども、やはり子供の命を守ることが最優先だ、そういうふうな厚生労働大臣としてのメッセージを一言、答弁いただけませんか。

○加藤国務大臣 医療現場における判断は先ほど申し上げたことなんでしょうと思います。一般論の中で、なかなか宗教の自由とそれから今おっしゃった命を守るということ等含めてどう考えるかというのは難しいかもしれませんが、ただ、子供に対して、それをどう守っていくのか、そして、根底にある、それが児童虐待になること、こ

れは絶対あってはならない、そういった考え方に立って私どもとしては、先ほど申し上げたように、でき得る限りの手段を尽くして子供たちを守っていきたいと考えています。

○山井委員 もう終わらせていただきますけれども、最初も言いましたように、私は、宗教というのは非常に大切なものであって、自分も宗教で、心のよりどころにしております。高校時代の仏教の教えというのは私の心のよりどころで、宗教はすばらしいものだと思っているんですけれども、やはり、それによって失われる命があつては絶対ならない。やはり宗教というのは人の命を救うものだとは私は信じております。そういう意味では、もしできたら、今の加藤大臣がしていただいた前向きな答弁というのを何らかの通達か通知の形に、今このエホバの問題、統一教会の問題は非常に大きくなっておりますので、信者の方々に安心してもらうためにも、通知を出していただければと思います。

繰り返し申し上げますが、未成年のエホバのお子さんたちは、今日、明日、大事故に遭って緊急輸血が必要になったときに受けられない危険性が残念ながら今あるんですね。そんなことはないよ、そういうメッセージを通知でも出していただければと要望させていただきます。

ありがとうございました。